

複数の地方公共団体の許可取得について

1. 許可取得に伴う負担の軽減策を導入する場合の課題

中間取りまとめでは、廃棄物処理業の許可取得に伴う負担軽減策として

一地方公共団体における許可取得でもって他の地方公共団体における許可手続きを合理化する仕組み

現在は廃棄物の積載地・荷下ろし地双方の許可を要するところ、いずれかの許可取得のみで足りるものとする

ことといった案を挙げている。これらの合理化を行うに際しては、以下のような課題が想定される。

に伴う課題

主たる事業所のある区域など一地方公共団体での許可取得のみで足りるとした場合、特定の区域に許可申請が集中する可能性があるとともに、現在廃棄物が流入している区域において、許可権限等による監督上の問題から難色が示される可能性がある。

に伴う課題

積載地のみでの許可取得で足りるとした場合、廃棄物の流入先である荷下ろし地の区域において、許可権限等による業者の把握や監督上の問題から難色が示される可能性がある。

荷下ろし地のみでの許可取得で足りるとした場合、その責任を徹底すべき排出事業者との接点において許可権限等による業者の把握や監督上の問題から難色が示される可能性がある。

2. 保健所設置市の事務について

(1) 保健所設置市の概要

地域保健法に基づき、保健所は地方自治法の指定都市（12市）、中核市（30市）及び地域保健法の政令で定める市（11市）に設置されている。

廃棄物処理法では、廃棄物再生事業者の登録を除く都道府県知事の全ての事務について、保健所設置市にあっては市長が行うこととされている。

(参考) 地域保健法

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

(略)

四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

(2) 他の公害規制法における事務の取扱

法律名	事務の取扱
大気汚染防止法	地方自治法の指定都市・中核市及び 大気汚染防止法の政令で定める市(39市)
騒音規制法	地方自治法の指定都市・中核市・特例市(37市)及び 騒音規制法の政令で定める市(13市)
振動規制法	地方自治法の指定都市・中核市及び特例市
悪臭防止法	地方自治法の指定都市・中核市及び特例市
水質汚濁防止法	地方自治法の指定都市・中核市・特例市及び 水質汚濁防止法の政令で定める市(17市)

大気汚染防止法では、指定都市・中核市が行う事務と政令で定める市が行う事務には差が設けられており、指定都市・中核市の方が政令で定める市よりも多くの事務を受け持っている。同様に騒音規制法では指定都市・中核市・特例市の方が政令で定める市よりも多くの事務を受け持っている。

(参考) 一部事務組合・広域連合について

地方自治法に基づき、自治体は計画的に広域行政を推進するための一部事務組合や広域連合を設置することができる。

一部事務組合・広域連合の概要は以下のとおり

	一部事務組合	広域連合
団体の性格	特別地方公共団体	特別地方公共団体
構成団体	都道府県、市町村及び特別区	都道府県、市町村及び特別区
設置の目的	構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理。	多様化した広域行政需要に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備する。
国等からの事務権限の委任	-	国又は都道府県は、広域連合に対し法律、政令又は条例の定めるところにより、直接事務を処理することができる。
設置の手続き	関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	一部事務組合と同じ。ただし総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議する。
組織	議会 - 管理者（執行機関） 議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	議会 - 長（執行機関） 議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙によって選出される。

平成14年6月現在で全国に79の広域連合が発足しており、一般廃棄物処理業の許可事務を行っている例も見られる。